

## 虎ノ門相続問題解決センター概要説明書

この書面は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ADR法」といいます。）に基づいて、虎ノ門相続問題解決センター（以下「センター」といいます。）の概要を説明するものです。

名 称	所 在 地	業務を行う日及び時間
虎ノ門相続問題解決センター	東京都港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル9階  電話 03-5501-2301 FAX 03-5501-2467	受付時間:月曜日から土曜日の午前9時から午後7時まで（祝祭日は除く） 調停, 仲裁期日: ①休日, 祝祭日及び年末年始を除く毎日午前10時から午後8時までの間 ②休日午後1時から午後5時までの間

### 1 取扱う紛争の種類

取扱う紛争の種類は、個人を対象とした相続に関する紛争です。

### 2 紛争解決手続の種類

紛争解決手続は、①調停（調停人が当事者の話し合いによる解決を仲介）と②仲裁（予め当事者が仲裁人の判断に委ねることを合意した上で、仲裁人が判断）の二種類があります。調停から仲裁合意によって仲裁に移行したり、仲裁の中で仲裁人が和解を勧めることもあります。

### 3 依頼の方法

#### (1) 申立人

調停, 仲裁による紛争解決を希望される方は、手続開始に先立ちセンター受付で手続の概要等について説明を受けて下さい。

調停, 仲裁の申立は、口頭では受け付けていません。申立書に必要な書類を添付して、センター受付に提出して下さい。申立書及び証拠書類の提出通数は、相手方の数+2通です。

#### (2) 相手方

センターに調停・仲裁に応じるか否かの意思を、できるだけお送りした回答書によって伝えて下さい。応じるか否かについては口頭（電話を含む。以下同じ。）でも構いませんが申立内容に対する具体的な主張については、口頭ではなく書面（答弁書等）、あるいは調停・仲裁期日に仲裁人に直接お伝え下さい。調停・仲裁に応じられる場合、手続における書面や証拠書類の提出通数は、申立人の数+2通です。

### 4 調停人・仲裁人の選任

(1) 調停人・仲裁人は、センターに備え置かれた調停・仲裁人候補者名簿（候補者は弁護士法人 TLE0 虎ノ門法律経済事務所の弁護士）の中からセンターが選任します。

(2) 調停手続では、2人の弁護士が調停人となり、仲裁手続では、3人の弁護士が仲裁人となります。

## 5 相手方の手続応諾の確認

- (1) センターが調停、仲裁の申立を受理したら、相手方に調停、仲裁の手続に応じるか否かの意思を確認します。意思確認は、相手方に申立書や証拠書類、回答書等の関係書類を送付する際に手続の概要等を記載した書面を同封した上で、第1回期日前に確認します。
- (2) 第1回期日前に意思を確認できなかった場合で、相手方が第1回期日に出頭されたときは、手続に先立ち、調停、仲裁に応じるか否かの意思を確認します。

## 6 忌避、解任の申立て

申立人及び相手方は、センターにより選任された調停人や仲裁人に、中立公正に問題を解決することを疑わせる事情がある場合は、事務局長に対し、当該調停人・仲裁人について、手続から除外するよう、忌避や解任を申し立てることができます。この場合、事務局長が運営委員会を招集し、同委員会が、申立てを認めるかどうか判断することになります。

## 7 手続の進め方

手続の進め方の概略は、別紙フローチャートのとおりです。調停・仲裁人は、懇切丁寧を心がけ、公正・中立な立場に立って当事者から事情をお聞きします。

## 8 通知・連絡の方法

- (1) 申立書、和解契約書、仲裁判断書の写し、取下げ書、離脱書、請求を特定した書面、終了通知書等の送達及び通知は、当事者の受領書と引替えに交付する場合を除き、配達証明付き郵便によって行います。
- (2) それ以外の事項の送達及び通知は、普通郵便、電話、ファクシミリなどの適宜の方法により行います。

## 9 提出された資料の保管、返還等の取扱い

- (1) 和解契約書原本及び仲裁判断書原本は手続終了後30年間、それ以外の記録又は書面は手続終了後10年間、センターで保存します。
- (2) 証拠原本は、提出者がセンターに対しその写しを交付した場合、提出者の求めにより、速やかに、提出者に返還します。

## 10 当事者等の秘密の取扱い

調停手続、仲裁手続は非公開です。調停・仲裁人には守秘義務が課せられており、秘密は守られます。また、調停や仲裁手続で提出された書面や情報も非公開となっています。

## 11 途中で終了する場合

### (1) 調停の場合

申立人は申立てを取り下げることができます。相手方は手続から離脱することができます。いずれの場合も書面（取下書、離脱書）を提出してください。

調停人が、紛争の性質や当事者の互譲の有無など一切の状況を考慮して、成立を見込めないと判断したときは、調停手続を終了させることができます。

### (2) 仲裁の場合

申立人は、申立てを取り下げることができます（ただし、調停と違い、相手方が異議を述

べないことが条件です。) 。その場合は、取下書を提出してください。

仲裁人は、当事者の仲裁合意に無効又は取消原因がある等の場合、申立を却下します。

当事者双方が仲裁手続を終了させる合意をしたときも終了します。

## 12 成立した際に作成する書面

### (1) 調停の場合

調停・仲裁人が、和解内容や成立手数料や諸費用の額とその負担割合等を記載した和解契約書を作成します。当事者が署名・押印し、調停・仲裁人が証人として署名・押印します。原則として、当事者の数+1通作成し、当事者に正本を送達します。

### (2) 仲裁の場合

仲裁人が、主文、判断の理由（和解内容を仲裁判断とする場合は省略する。）、成立手数料や諸費用の額とその負担割合等を記載した仲裁判断書1通を作成し、仲裁人が署名・押印します。当事者には写しを送達します。

## 13 費用の種類や額、算定方法、支払方法

(1) 調停手続、仲裁手続を利用して頂くには、申立手数料、期日手数料、成立手数料、その他の費用が必要です。

(2) 申立手数料は、1件21,000円（消費税込）で、申立人が調停、仲裁を申し立てる際にセンターに納付して頂きます。

(3) 期日手数料は、申立人及び相手方は、期日が開催される当日に、各自、1回につき5,250円をセンターに納付して頂きます。

(4) 成立手数料は、調停、仲裁が成立した場合にお支払いいただきます。和解契約締結時又は仲裁判断時に成立手数料額を決定しますので、その金額を持参又は送金してお支払い下さい。ご入金確認後、和解契約書又は仲裁判断書写しをお渡しします。成立手数料額は原則として下記のとおりで、原則として申立人と相手方で半分ずつご負担いただきます。

2500万円以下の場合		1%
2500万円を超え5000万円以下の場合	0.6%に10万円を加えた額	
5000万円を超え8000万円以下の場合	0.5%に15万円を加えた額	
8000万円を超え1億円以下の場合	0.3%に31万円を加えた額	
1億円を超え2億円以下の場合	0.2%に41万円を加えた額	
2億円を超える場合	一律100万円	

※上記金額に消費税を加算します

成立手数料例（消費税を加算したもの）

解決額	成立手数料	解決額	成立手数料
2500万円	262,500円	1億5000万円	745,500円
5000万円	278,250円	1億8000万円	808,500円
8000万円	577,500円	2億円	850,500円
1億円	640,500円	2億円を超えるとき	一律1,050,000円

(4) 出張が必要な場合は、その都度費用が必要になります。これらの費用は、予め、誰がいく

ら負担する必要があるのか見積もった上でお知らせします。

14 苦情の取扱い

- (1) 調停手続，仲裁手続業務に関する苦情は，口頭（電話を含む。）又は書面（ファクシミリを含む。）によりセンターに申出てください。
- (2) センターは，苦情内容等について調査等の適宜の措置をとり，必要があれば，苦情申出者に対し，確認した事実及び処理の結果を，口頭又は書面で通知します。

平成 年 月 日

上記説明を受け了承いたしました。

氏名

印